【自治労大阪府職員労働組合　回答（概要）】

春季生活要求の１の要求について、自治労府職との良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと考えている。この基本的立場に立ち、厳しい状況下においても、勤務条件にかかわる諸問題については、誠意をもって、皆様方と十分協議を行ってまいりたい。

２（４）及び２（５）の要求について、給料表を異にする異動に際しての現給保障については、職員の給料が職務に応じて定められているということから、ご要求に応ずることは困難である。扶養手当については、国や人事委員会の勧告等を勘案し、慎重に検討して参りたいと考えている。時間外勤務手当の支給割合の引上げについては、労働基準法改正や国等の動向を踏まえて、本府においても、平成22年４月１日から実施しているところである。

５の要求について、自治労府職の専門部要求については、勤務条件に関する事項について、円滑な話合いが行われるよう誠意をもって対処してまいりたい。

職場環境改善等要求の１（１）の要求について、組織再編に際しては、執務室移転の際に１人あたり５㎡を満たすよう努めながら、部局のまとまり、各課室の人員、来庁者の便宜等を総合的に勘案して配置検討などを行っているが、今後とも、快適な執務環境の確保に努めてまいりたい。

１（２）の要求について、本館耐震工事計画を踏まえ、十分な調整を行いながら進めてまいりたい。

１（３）の要求について、府有建築物の耐震化については、具体的な目標や耐震化事業の進め方などを示した「府有建築物耐震化実施方針」（平成１９年３月策定）に基づき計画的かつ効率的に取り組んでいるところ。このたび、「住宅・建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」が策定され、府有建築物については、これまでの耐震化の取組みを進めることなどが位置づけられたことから、本方針を改定する予定である。引き続き、耐震化を推進するとともに、執務室等の安全確保に努めてまいりたい。

１（４）の要求について、快適な職場環境の確保については、大阪府職員安全衛生管理規程第52条により「職場環境基準表」を策定し、職場環境の維持向上に努めているところ。本庁舎については、執務スペースが不足している現状から、要求に応じることは困難な状況にあるが、今後とも必要に応じて建物の構造及び予算の範囲内で検討し、対処してまいりたい。負傷者の手当に必要な救急用具については、業務内容に応じて各々の所属が必要となるものを判断し、備えるものであり、毎年の職員安全週間（７月）や職員労働衛生週間（10月）の際に、各所属へ確認するよう指導しているところ。

１（５）の要求について、本館耐震改修工事等に伴う執務室の移転に係る執務環境の変更や休養室・更衣室等の確保については、十分な協議を重ねながら、可能な限り検討してまいりたい。

１（６）の要求について、本庁舎の福祉整備については、福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ建物の構造上の制約も考慮しつつ、順次整備してきた。大手前庁舎については、①本館及び別館のエレベーターを車椅子仕様に変更、②本館受付カウンターの車椅子仕様化、③本館正面玄関に障がい者用昇降リフト設置、④議会棟１階西側出入口にスロープ設置、⑤授乳室の整備、⑥オストメイト対応トイレの整備、便所触知案内板設置、⑦分館６号館入札室の出入り口へのスロープ設置、⑧パスポートセンター内に授乳スペースの設置など実施している。咲洲庁舎については、改修工事の中で条例の主旨に基づいた施設になるように整備した。①階段室　階段手摺に点字プレート貼付け、点字ブロック敷設、②エスカレーター　昇降口に点字タイル敷設、音声案内、③身障用エレベーター乗降口に点字ブロック敷設、④便所　洗面器への手摺取付、オストメイト対応トイレ整備、⑤授乳室の整備、⑥車椅子用電話カウンターの整備、⑦庁舎出入口に音声誘導装置の設置、また、従来から設置されていた音声付触知図案内板を整備し、より分かり易い案内となるように改修した。今後とも条例の趣旨を踏まえつつ、本庁舎の改善など職場環境の整備に努めてまいりたい。

１（７）の要求について、災害時の非常時優先業務実施のための職員用備蓄については、平成２４年９月議会での知事答弁を踏まえ、平成２５年度から５か年計画で全職員の１日目に対応した物資を備蓄している。また、平成２７年１２月、府民用備蓄方針（最終案）において「南海トラフ巨大地震では、地震発生後、最低３日間は府内で対応する必要がある」と公表したことから、職員用備蓄についても、本方針に基づき、２日目及び３日目に対応した物資を平成28年度から５か年で計画的に備蓄する予定である。今後とも、適切に対応するとともに、必要に応じて情報提供を行っていく。

２（６）の要求について、執務室等における空調、換気、照明等については、建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）等に基づき、定期的に環境測定を実施し、点検を行っている。今後とも、快適な執務環境の確保に努めてまいりたい。

２（７）の要求について、職員の死亡・休職や公務災害を含めた事故等の状況については、安全衛生協議会において、引き続き、件数や主な内容を報告していくとともに、今後とも、安全衛生管理者等を対象に実施している安全管理講演会等の場において、職場における安全に対する意識の向上に取り組んでいく。

２（８）の要求について、原子力災害の災害応急対策等、放射線障害になる恐れのある業務に関わる職員を対象に、放射線の基本的知識や緊急時の対応等を理解いただくため、原子力防災基礎研修やオフサイトセンターでの訓練及び研修会等を実施している。今後とも、引き続き、放射能及び放射線に係る知識などに関する研修の充実を図り、原子力防災業務に従事する職員の安全確保に努めてまいりたい。

２（９）の要求について、勤務時間の短縮については、週38時間45分、１日７時間45分とする改正を、平成22年10月から実施しているところである。

２（１３）の要求について、庁舎管理課で所管する公用車の点検・整備については、これまでどおり、法令等の定めに従い実施し、執務環境の安全を図っていきたい。

２（１４）の要求について、被服の改善については、これまでも職員の意見を踏まえながら可能なものから改善してきたところであり、今後も必要性等を十分精査してまいりたい。

２（１６）の要求について、咲洲庁舎については、平成２７年１２月に長周期地震動に関する国の新たな知見が公表されたため、今後、具体的な検証を行い咲洲庁舎のさらなる安全性の確保について検討を進めていくとともに、同庁舎の今後の活用方策の検討を進めている。現在は、店舗区画のテナント募集を行うとともに、様々な形で幅広い意見を聞きながら、有効活用が図れるよう取り組んでいるところ。このため、部局の配置については、咲洲庁舎の安全性の検証や今後の活用方策の検討を踏まえて、今後とも、府職員の労働条件等に留意して対応してまいりたい。また、咲洲庁舎においては、食堂、リフレッシュルームの他、民間テナントである飲食店やお弁当ハウス等の利用が可能となっている。また、職員休養室や女子更衣室などの環境整備にも努めている。

２（１７）の要求について、労働条件に関する事項については、十分に協議してまいりたい。

支部・分会に関する要求については、関係部局等へ伝える。

春季生活要求の２（１）、２（２）、２（３）、２（５）①、２（６）、２（７）、３（１）、３（２）、３（３）、４（１）、職場環境改善等要求の２（１）、２（２）、２（３）、２（４）、２（５）、２（１０）、２（１１）、２（１２）、２（１５）の要求については、府労連交渉において回答したとおり。